

2008年2月17日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

淀川水系流域委員会の審議に関する意見

1、河川法は河川整備計画の策定に関して、原案について学識経験者の意見、公聴会開催等による住民意見を反映した上で河川整備計画案の決定を求めています。

淀川水系河川整備計画の策定の経過をみると、淀川水系流域委員会は、河川管理者が原案を提示した後、委員会を設置して意見を聞く、あるいは住民の意見反映を図る方式とまったく異なり、原案提示前に流域委員会を設置し、委員会と河川管理者で河川整備のあり方について議論を積み上げる「淀川モデル」ともいべき方式がとられてきたところに特徴があり、4に述べるように多くの特徴をもっており大きく評価できます。

2、第3期委員会について

①第3期委員会は、河川管理者が原案提示を間近にしながら07年2月に突然、第2期委員会を一方向的に休止し、半年後の8月に発足しました。第3期委員の選任について、河川管理者がこれまでの第1期、2期委員会委員の選定ルールを覆して自ら委員を選任し、しかも公募委員をたった1人としたことは淀川水系流域委員会の委員選定にふさわしくないやり方です。これは河川管理者の責任です。

②多数の委員を新委員としたことによって、新たな新鮮な意見の反映の可能性がある一方、個々の委員の能力とは別に、これまでの委員会審議の蓄積が継承されにくく、1期2期委員会のレベルに到達するのに時間を要し、なお到達できているとも言い難い状況で委員会の審議能力を低下させています。委員会の審議能力を向上させる努力が必要です。

③第3期において、河川管理者が提示した「淀川水系河川整備計画原案」は、1期、2期のこれまでの議論の積み上げを無視したもので、内容も矛盾を包含するものとなっています。そして原案発表後、わずか半年間の短期間で流域委員会の意見を求めていることは乱暴です。形式的に審議し、委員会の意見さえもらえればよいといわんばかりの河川管理者の態度は、委員会と河川管理者が自らつくり上げてきた淀川水系流域委員会方式を河川管理者が自ら軽視するも

のであり、その責任が問われる問題といわざるをえません。

3、第3期委員会の審議について

①河川整備計画原案について「質問」を募集し、委員会を通じて河川管理者から回答を返す方式を採用したことは、原案を審議する上で、「質問と回答」という形で問題意識の共有化を進める点で大いに評価できます。

②河川整備計画原案についての審議はまだ不十分です。原案に関する河川管理者の説明・資料に関しても解明すべき問題が多数残っている現状です。多くの流域住民がなるほどと納得できる審議を要請します。

○宇治川に関して審議を要請する柱

ア、天ヶ瀬ダム再開発の必要性、緊急性について

・天ヶ瀬ダム $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の必要性、緊急性について

宇治川の河川環境・・・特に塔の島地区の歴史的景観を破壊してまで無理に $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流を行う必要と緊急性はどこにあるのか。
 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の危険性…全国でも例がない放流であって下流の宇治川堤防をはじめに安全性についてどのように考えるのか。

- ・放流能力増強方式・・・日本最大の大トンネル放流設備のトンネル掘削の安全性について、巨大トンネルの低周波空気振動問題について。
- ・昭和28年台風13号洪水の対応⇒天ヶ瀬ダム2次調節のための $1140 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流の必要性と緊急性について。

イ、塔の島地区 $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修の必要性、緊急性について

- ・仮に山科川合流点上流で $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ の流下能力が必要である場合でも塔の島地区で $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修は必要ない。
- ・第72回委員会参考資料「委員と一般からの質問」の「954 原案審議に関する質問と意見」の質問5でもって塔の島地区は $1500 \text{ m}^3/\text{s}$ 改修の必要性はなく、 $1200 \text{ m}^3/\text{s}$ レベルの改修すれば、昭和28年台風13号洪水、2次調節放流、昭和36年6月洪水琵琶湖後期放流に対応が可能であり、しかも河川環境の整備と保全をおこなうことが可能になることを提起しています。(関連質問 質問3、4、6)

ウ、宇治川とくに塔の島地区の河川環境の修復のあり方

○堤防など河川管理施設の耐震調査と耐震対策について

③現状と課題を把握・理解し、解決策を検討するために一層の努力が必要です。現地調査と住民からの意見の聴取、意見交換で得たものを審議に活かしてください。

④意見書など、質問と意見が多数提出されています。流域住民が一生懸命考えて提出しています。審議に生かしてください。流域住民が何を問題とし、何を審議してほしいと言っているのか。河川整備計画について何を提起・提案しているのか、しっかりと把握して、審議してください。河川整備計画への住民意見の反映は河川管理者の責務であるだけでなく流域委員会の課題でもありと考えます。審議抜きの聞き捨てがもしあれば流域住民にとってもっとも苦痛を感じるところです。

⑤河川整備計画原案の審議に必要な調査・資料の提出について、必要なものは必ず河川管理者から提出させる、あるいは自ら資料収集するという点で気迫が足りないと感じます。自らの疑問を積極的に解決しようとするべきではないでしょうか。

⑥委員の中には、原案をまともに通読していない人もおられます。委員は審議する権利と責務を有するのであり、委員として最低の努力を怠っているといわざるを得ません。原案は当然、これまでの委員会の「提言」「意見書」等は少なくとも読んで審議にのぞむべきでしょう。

もし多数の中の一人、原案に賛成さえすればよいという考えがあれば、淀川水系流域委員会委員としてはもっともふさわしくないことであると考えます。

4、第1期、2期委員会について

①2000年7月に淀川水系流域委員会の準備会議が設立され、流域委員会のあり方（組織構成、委員、情報公開、住民意見の聴取方法など）について審議の後、答申がなされました。これは委員会の性格を位置づける重要なものであったと大きく評価できます。

②この答申にもとづいて、準備会議は、委員選定にあたって、準備会委員や河川管理者の推薦に加え、一般からの公募を行いました。また、治水、利水、環境、人文、その他の幅広い分野や、地域の特性に詳しい人も委員候補として推薦し、委員に選定されました。

委員が河川管理者の都合のよい人ばかりで構成されるのではなく、幅広い分野で、一般公募も含めて、委員選定委員会の推薦にもとづいて、選定されていること、特に一般公募が行われていることは大いに評価できます。

③流域委員会からの提言・意見を受けて河川管理者が計画案を策定する方式をとってきました。現状と課題の審議・・・「中間とりまとめ（委員会）」・・・新しい川づくりの方向性に議論・・・「整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（河川管理者）」・・・審議・・・「提言（委員会）」・・・審議・・・「河川整備計画策定に向けての説明資料（第2稿）（河川管理者）」・・・審議・・・「河川整備計画基礎原案（河川管理者）」・・・審議・・・「基礎原案に対する意見書

(委員会)」・・・「河川整備計画基礎案(河川管理者)」淀川水系5ダムについての方針(河川管理者)」「淀川水系5ダムについて(調査検討のとりまとめ)(河川管理者)」・・・審議・・・「淀川水系5ダムについての方針に対する見解(委員会)」・・・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見(委員会)」とまさに議論の積み上げがなされてきました。

④委員会では住民等から意見聴取、現地視察・調査、住民等の意見および現場から学ぶ努力が行われました。委員会開催の「住民の意見を聴く会」の開催、現地調査の後の「住民との意見交換会」・・・(宇治では第2期・今本委員長の時)などは評価できます。

⑤委員会の会議などを公開し、傍聴者発言を認めていたことおよび傍聴者発言も議事録にきちんと掲載していることは大いに評価できます。

⑥委員会がホームページやニュースを通じて、委員会の会議および会議資料・議事録などをすべて一般に公開してきたこと。意見募集やシンポジウム、説明会など一般に対して積極的に情報発信を行ってきたことは、情報の公開と透明性の確保の努力として大いに評価できます。

⑦流域委員会が自ら審議の進め方、内容を決定してきたこと。そして運営に関する事務は第三者である民間企業に委託してきたこと。これらのことは、河川管理者の諮問機関であっても、その独立性を確保するために極めて重要なことであり、大いに評価したい。

⑧委員会委員が、「中間とりまとめ」、「提言」、「意見書」などを自らの手で執筆しています。多くの諮問機関・審議機関が、事務局(この場合諮問者が事務局を担当している場合がほとんどであるが)が書いたものを若干の手直しでもって答申とすることが多い中で、自ら執筆する努力は大いに評価できます。

⑨委員会の審議に対して不満がなかったわけではありません。河川管理者の調査・提案の遅れを原因として、第2期委員会において、天ヶ瀬ダム再開発や宇治川改修について審議がほとんど行われなかったことについて、次期委員会では必ずしっかりした審議が行われるよう意見書を提出しています。住民意見を踏まえての審議と住民意見の河川整備計画への反映についての一層の努力を求めています。

河川法の精神を具現化しようとする淀川モデル・淀川水系流域委員会方式とよばれる第1期2期委員会の良き伝統を第3期委員会がさらに充実・発展させ、立派に結実させるよう望みます。

以上